

平成 26 年度分

所得税の確定申告をすべき人

1 月 27 日に、事務所では、年末調整がすべて終了しました。さて、いよいよ確定申告の季節です。申告に当たって注意をする点について、いろいろなお話をさせていただきます。

1. 公的年金等の収入が 400 万円以下の人の取扱。

平成 23 年分の申告から、公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、確定申告をする必要はありません。

法律上はこうなっていますが、その年金から源泉徴収されている所得税がある場合には、申告をすることによって源泉税が還付されます。確定申告した方がいいですね。

2. 給与所得がある人の場合で、次のいずれかに該当する方は申告が必要です

- ①平成 26 年中の給与の収入金額が 2,000 万円を超える人
- ②給与の支払いを 1 ヶ所から受けている人で、給与所得以外の所得金額の合計額が 20 万円を超える人
- ③同族会社の役員等で、その同族会社から給与の他にその法人の事業に係る貸付金の利子又は不動産、動産、営業権等の資産の使用料等を受けている人。(金額に関係なく、申告が必要です。)

④医療費控除の適用を受ける場合

平成 26 年中に自己や自己と生計を一にする親族のために一定額以上の医療費を支出したことにより、医療費控除の適用を受ける事ができます。・よく 10 万円を超えたらと言われますが、この 10 万円とは最高限度額であって、医療費控除の適用を受ける方の総所得金額の 5% とのいずれか低い金額を超える金額が対象です。

⑤寄附金控除の適用を受ける場合

平成 26 年中に国や地方公共団体、社会福祉法人などに特定寄附金を支出したことにより、寄附金控除の適用を受けることができる場合には、2,000 円を超える寄附金について、寄附金控除の対象となります。

【編集後記】



会計事務所の 2 月は、お祭りですね。個人の確定申告がありますので、ちょっとだけ多忙です。(私を除いてですが) 写真は、明るいのが好きなんですけど、今は白銀の世界ですから、なかなかこの季節にあう写真がなくて。春になるのが待ち遠しくて、桜の写真にしました。私と 87 歳の母です。2 年前の登別の桜です。

川上徹也著 女房役の心得から

松下幸之助流「お金の教科書」

今月は、川上徹也さんの著書で、女房役の心得のなかから、ピックアップしました。

その中から、危機を乗り越える話です。

(1) 経営理念の共有化

- ・ダイナミックな実践が生まれてこなければ意味がない。“商品売る前に経営理念を売れ”

(2) 戦略の見直しとスピード

- ・行動すべき具体性とスピードが大切

(3) 自己責任経営の徹底

- ・現場の活力、元気さが成長への最大のキーワード

(4) バランスシート中心の経営

- ・経営の軸はバランスシートでなければならない。トップがお金の価値を改めて再認識して、キャッシュ-最大化にむけ、戦略立案を図ることが大切

(5) ダム式経営

- ・リスクマネジメント(基本を繰り返し、反復し、定着させていくことのなかで、養われていく)のことであり、最悪の時に喪失するであろう資産総額はいかほどのものかを評価し、腹をくくって取りかかる事だろう。1 年の事業計画が計画した通りに運ぶのは平時の時であり、危機時にはそうはなり難い。ベストケース、計画通りのケース、最悪の時のケースの 3 通りを常に想定して備えるのが当然である。中期計画などは、特にそうするのが当たり前といえる。歴史を見ると、組織造りの中に人も金も利益も含め、そうしたダムのような仕掛けが密かに組み込まれていたことがよくわかる

(6) ガバナンス

- ・重要事項の意思決定の仕組みが確立しているかどうか、もう一度再検討すべき時代だ。

日本政策金融公庫 普通貸付金利 1.30%~
経営改善貸付 1.35%
平成 27 年 1 月 15 日より